

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

2026 年 9 月 28 日

株式会社アンビスホールディングス
株式会社アンビスホールディングス西日本

2026 年 9 月 28 日

東京都中央区京橋一丁目 6 番 1 号
株式会社アンビスホールディングス
代表取締役 柴原慶一

東京都中央区京橋一丁目 6 番 1 号
株式会社アンビスホールディングス西日本
代表取締役 増井省吾

吸収分割に関わる事前開示事項

株式会社アンビスホールディングス（以下「分割会社」といいます）と株式会社アンビスホールディングス西日本（以下「承継会社」といいます）とは、分割会社の医心館事業の一部に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます）を行う旨の吸収分割契約（以下「本件契約」といいます）を、締結いたしました。

本件分割を行うに際して、分割会社が会社法 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づき、また、承継会社が会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は以下の通りです。

記

1. 本件契約の内容に関する事項（会社法第 782 条第 1 項、同第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号、同第 192 条第 1 号）

承継会社は、本件分割に際して、分割会社に対し、本件分割により承継する権利義務の対価として、承継会社の普通株式 800 株を交付しますが、承継会社は分割会社の完全子会社であることを踏まえて、分割会社と承継会社との協議により決定したものであり、かかる内容は相当であるものと判断しております。

また、本件分割により増加する承継会社の資本金及び資本準備金の額について、本件分割後における承継会社の事業内容及び吸収分割会社から承継する資産及び負債を考慮し、会社計算規則第 37 条又は第 38 条に定めるところに従って決定するものであり、分割会社及び承継会社は、相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

分割会社の発行する新株予約権について、本件分割による取扱いの変更はありません。

ん。また、承継会社は、新株予約権は発行しておりません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号及び第 5 号、同第 192 条第 4 号及び第 6 号）

【分割会社】

（１） 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は分割会社の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://data.swcms.net/file/amvis-ir/dam/jcr:13f67929-a89f-4446-9954-54f83eeb5fa3/S100XD1A.pdf>

（２） 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３） 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

分割会社の 2026 年 9 月 28 日開催の取締役会において、本件分割及び株式会社アンビスを分割会社、株式会社アンビス西日本を承継会社とする会社分割をそれぞれ実行のうえ、承継会社及び株式会社アンビス西日本の全株式を株式会社 NSSK-Altair1 に譲渡することを決議しております。

【承継会社】

（１） 成立の日における貸借対照表の内容

別紙 2 のとおりです。

（２） 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３） 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 本件分割が効力を生ずる日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号、同第 192 条第 7 号）

【分割会社】

本件分割後、分割会社の資産は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において、分割会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

【承継会社】

本件分割後、承継会社の資産は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において、承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

以上

吸収分割契約書

株式会社アンビスホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社アンビスホールディングス西日本（以下「乙」という。）は、甲が運営する別紙 1「対象施設」に係る医心館事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、乙に承継させるための吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うにあたり、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （当事者の商号及び住所）

本件分割に係る、分割会社と分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 分割会社（甲）

商号：株式会社アンビスホールディングス

住所：東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号

(2) 分割承継会社（乙）

商号：株式会社アンビスホールディングス西日本

住所：東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号

第 2 条 （本件分割により承継する権利義務）

1. 甲は、本効力発生日（第 5 条に定義する。）をもって、本件事業に関して有する資産、債務及び契約（雇用契約を含む。）その他の権利義務（詳細は、別紙 2「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。）を承継させ、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 3 条 （本件分割に際して交付する対価）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、本件分割により承継する権利義務の対価として、乙の普通株式 800 株を交付する。

第 4 条 （乙の資本金及び準備金の増加額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 37 条又第 38 条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年11月16日とする。但し、手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上これを変更することができる。

第6条（吸収分割承認決議）

1. 甲は、本効力発生日までに、株主総会における本契約の承認を得るものとする。
2. 乙は、本効力発生日までに、株主総会における本契約の承認を得るものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第8条（事情変更）

本契約の締結後、本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議の上、本件分割に関する条件を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本件分割の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上これを決定する。

（以下本頁余白）

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者が各 1 通を保有する。

令和 8 年 9 月 28 日

甲：東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号
株式会社アンビスホールディングス
代表取締役 柴原 慶一

乙：東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号
株式会社アンビスホールディングス西日本
代表取締役 増井 省吾

別紙 1「対象施設」

拠点名	住所
あま	愛知県あま市小路 3 丁目 1-3
岐阜	岐阜県岐阜市尼ヶ崎町 1 丁目 9 番地 19
本陣	愛知県名古屋市中村区上ノ宮町二丁目 4-1
新潟	新潟県新潟市中央区女池上山 2 丁目 13-32
新潟Ⅱ	新潟県新潟市中央区鏡西 1 丁目 10 番 24 号
長野	長野県長野市大字稲葉 916-1
四日市Ⅱ	三重県四日市市芝田一丁目 1 番 20 号
浜松	静岡県浜松市中央区早出町 872-7
上越	新潟県上越市下門前 1698 番
静岡	静岡県静岡市駿河区小鹿 821-10
新潟Ⅲ	新潟県新潟市東区はなみずき 3 丁目 1 番 23 号
富士	静岡県富士市中島字竪堀北 82-1
沼津	静岡県沼津市岡宮 1158 番地
八事南山	愛知県名古屋市中村区南山町 22 番地 11
静岡Ⅱ	静岡県静岡市葵区千代田五丁目 10 番 20 号
安城	愛知県安城市今池町 3 丁目 2 番 31 号
大曽根	愛知県名古屋市中村区大曽根四丁目 10 番 17 号
金沢	石川県金沢市戸板 2 丁目 77 番地
豊田	愛知県豊田市浄水町三丁目 2 4 番地 1 0
多治見	岐阜県多治見市太平町六丁目 39 番
藤枝	静岡県藤枝市青葉町 1 丁目 4 番 14 号
大垣	岐阜県大垣市大井二丁目 26-1
一宮	愛知県一宮市緑 5 丁目 1 番 14 号
岡山	岡山県岡山市北区北長瀬表町三丁目 15 番 22 号
和歌山	和歌山県和歌山市津秦 223 番 1
豊中	大阪府豊中市立花町 1 丁目 6-31
高岡	富山県高岡市羽広一丁目 9 番 5 号
千種	愛知県名古屋市中村区葵三丁目 13 番 11 号
南草津	滋賀県草津市追分南二丁目 3 番 17 号
豊橋	愛知県豊橋市牟呂町南汐田 1 - 3
宮崎	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目 8 番 14 号
関中央	岐阜県関市平成通 2 丁目 6 番 1 8 号

大分	大分県大分市畑中一丁目 3 番 18 号
高松	香川県高松市木太町 5013 番地 5
富山	富山県富山市今泉 185 番地 1
加古川	兵庫県加古川市加古川町北在家 2315 番地の 1
六本松	福岡県福岡市中央区谷一丁目 14 番 16 号
広島横川	広島県広島市西区三滝町 12-22
三島	静岡県駿東郡清水町伏見 39 番地の 1
王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋 6 丁目 3 番 1 5 号
金沢Ⅱ	石川県金沢市泉が丘 2 丁目 12 番 35 号
岡崎	愛知県岡崎市欠町字網笠 5 番地 1
米子	鳥取県米子市角盤町 4 丁目 82
上越Ⅱ	新潟県上越市上源入 646 番 2
松山	愛媛県松山市中央 2 丁目 157 番 1
大阪梅田	大阪府大阪市福島区福島六丁目 25 番 13 号
鈴鹿	三重県鈴鹿市末広東 5 番 21 号

別紙 2「承継対象権利義務明細表」

承継対象権利義務明細表

分割承継会社は、本吸収分割により、本効力発生日における分割会社の本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務を分割会社から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2026 年 6 月 30 日現在の本件事業に係る貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社に属する以下の流動資産

- ① 本件事業に属する立替金
- ② 本件事業に属する前払費用
- ③ 本件事業に属する関係会社未収入金
- ④ 関係会社立替金

(2) 本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社に属する以下の固定資産及び繰延資産

- ① 本件事業に属する敷金
- ② 本件事業に属する建物
- ③ 本件事業に属する建物附属設備
- ④ 本件事業に属する構築物
- ⑤ 本件事業に属する工具器具備品
- ⑥ 本件事業に属する土地
- ⑦ 本件事業に属する施設利用権
- ⑧ 本件事業に属する長期前払費用

2. 負債

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社に属する以下の負債

- ① 本件事業に属する設備未払金
- ② 本件事業に属する資産除去債務
- ③ 本件事業に属する長期借入金
- ④ 本件事業に属する未払金
- ⑤ 未払費用_否認
- ⑥ 本件事業に属する預り金

3. 契約

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社を当事者として締結された本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

但し、会計監査人との間で締結した監査契約その他の分割会社が引き続き保有する契約に関する契約上の地位並びにこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

以上

別紙2 株式会社アンビスホールディングス西日本の成立の日における貸借対照表の内容

(単位：円)

科目		金額
資産の部	現金預金	1
	資産合計	1
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	負債合計	0
	資本金	1
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	0
	自己株式	0
	純資産合計	1
	負債・純資産合計	1